

## 介護保険料滞納による給付制限内容、件数(過去5年)

健康福祉部 介護保険課

1. 給付の償還払い化 1年間保険料を納付していない場合、事業者・施設への代理受領による保険給付支払い(現物給付)を行わず支払方法を変更して償還払いとなる。(一旦全額支払いし、自己負担分以外を償還)
2. 保険給付の支払の一時差止 1年6か月保険料を納付しない場合、保険給付の支払い全部または一部を滞納額に対し著しく高額とならない範囲で一時差止とする。
3. 給付額の減額 要介護認定をうけた第1号被保険者に、認定前の10年間に2年間の消滅時効による保険料徴収権消滅期間がある場合に保険給付率が7割もしくは6割に引き下げられ、高額介護サービス費・高額医療介護合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費は支給されない。

|              | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 給付の償還払い化     | 0   | 0   | 0   | 1   | 21  |
| 保険給付の支払の一時差止 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 給付額の減額       | 11  | 20  | 30  | 29  | 19  |